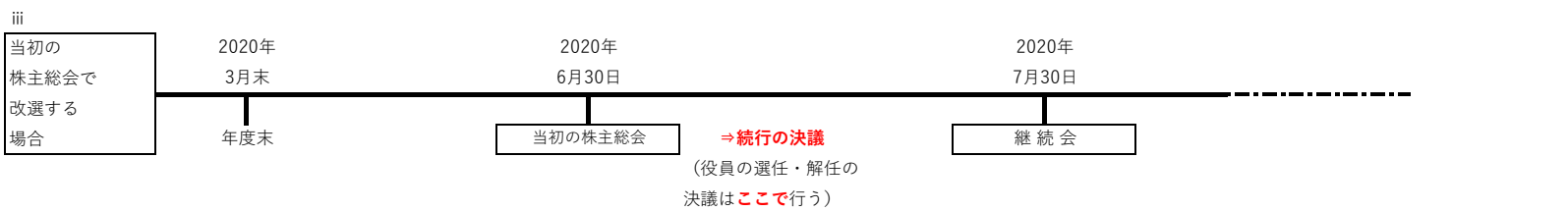
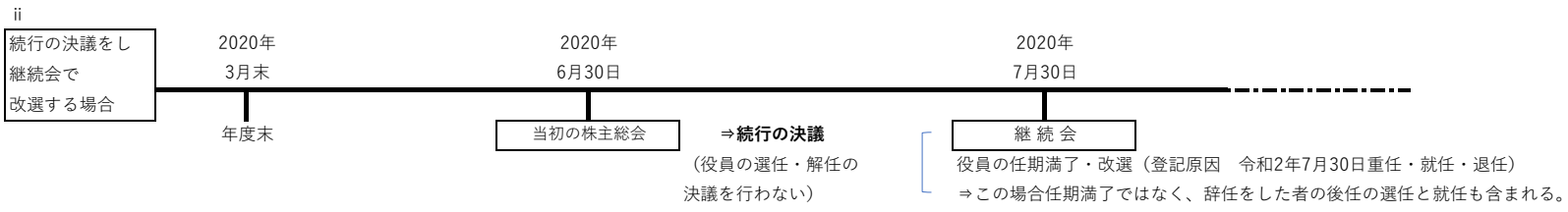
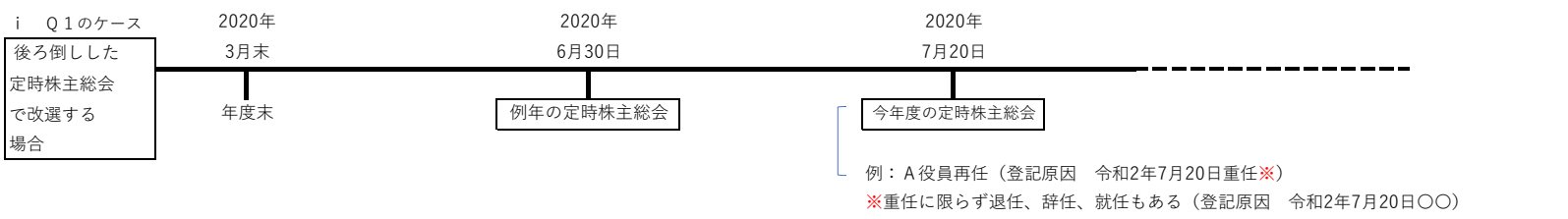


法務省「商業・法人登記事務に関するQ & A（令和2年5月28日更新）」より役員の任期満了・改選・変更登記申請（当協会の責任で図式化したもの）
<事業年度 4月1日～翌3月31日の場合>



理論上の問題点

- Aの場合：役員の任期満了・改選（登記原因 令和2年6月30日重任・就任・退任 ⇄ 継続会まで相当の期間がある場合
- ①この場合、当初の株主総会で任期満了の旨及びその後任を選任した旨を『議事録』に記載
 - ②また、当初の総会で辞任し、同日、後任を選任することも可（登記原因 令和2年6月30日辞任・就任）
 - ③当初の株主総会の日から「2週間以内」に変更登記の申請をすることが必要。継続会開催前であっても変更登記申請可能
- Bの場合：役員の任期満了・改選（登記原因 令和2年7月30日重任・就任・退任） ← 7月30日は例示
- ①継続会の終結を任期満了時点とする。この「Q & A」に説明ないが、当初の株主総会の議事録にその旨記載か！
 - ②「当初の株主総会の議事録」と「継続会の議事録」の双方を添付の上、継続会終了後2週間以内に変更登記の申請
 - ③この場合任期満了ではなく辞任者の後任の選任は当然可能

- ⇒ 7月30日の継続会是新役員によって行われる。新役員が加わることはおかしくないか？
- ⇒ 左の場合、7月30日の継続会は旧役員によって行われる。新役員の任期計算は6月30日にスタートしているのでは？

参 考：令和2年4月28日、金融庁・法務省・経済産業省が連名で発出した「継続会（会社法317条）について」の「第2 各論」中「4 合理的期間」において「当初の定時株主総会と継続会の間の期間については、関係者の健康と安全に配慮しながら決算・監査の事務及び継続会の開催の準備をするために必要な期間の経過後に継続会を開催することが許容されると考えられ、許容される期間の範囲について画一的に解する必要はない。もっとも、その間隔があまりに長期間になることは適切ではなく、現下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になるものと考えられる。」としている。